

平成26年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第60号	平成26年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	6月2日
議案第62号	宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第63号	宝塚市子どもの権利サポート委員会条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第64号	宝塚市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第69号	損害賠償の額の決定について	可決 （全員一致）	
請願第34号	豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願	採択 （全員一致）	
請願第35号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願	採択 （全員一致）	
請願第37号	子ども・子育て支援新制度に関する請願	不採択 （賛成少数）	

審査の状況

- ① 平成26年 5月28日 （議案審査）
- ・出席委員 ◎村上 正明 ○藤岡 和枝 浅谷 亜紀 大島 淡紅子
 北野 聡子 佐藤 基裕 田中 こう 山本 敬子
- ② 平成26年 6月 2日 （議案審査）
- ・出席委員 ◎村上 正明 ○藤岡 和枝 浅谷 亜紀 大島 淡紅子
 北野 聡子 佐藤 基裕 田中 こう 山本 敬子
- ③ 平成26年 6月24日 （委員会報告書協議）
- ・出席委員 ◎村上 正明 ○藤岡 和枝 浅谷 亜紀 大島 淡紅子
 北野 聡子 佐藤 基裕 田中 こう 山本 敬子

（◎は委員長、○は副委員長）

議案番号及び議案名

議案第60号 平成26年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第69号 損害賠償の額の決定について

議案の概要

（議案第60号）

平成26年度宝塚市病院事業会計予算のうち、収益的収入及び支出について、市立病院において発生した医療事故の損害賠償金等支払額の決定及び保険金収入額の決定に伴い、病院事業収益の予定額を332万4千円増額し、122億7,439万8千円にするともに、病院事業費用の予定額を332万4千円増額し、107億2,179万3千円にするもの。

（議案第69号）

市立病院における下記の医療事故について、市職員の過失による損害賠償の額を300万円と決定するもの。

※ 事故の概要……市立病院において人工呼吸管理を行っていた相手方に対し、平成24年8月1日に気管チューブを固定していたテープを取り替えようとしたところ、誤って気管チューブのカフチューブを切断し、気管チューブの交換に困難を極め、再挿管が完了するまでに時間を要して相手方に相当な苦痛を与えたもの。

論 点 再発防止対策について

<質疑の概要>

問1 医療事故調査委員会から「再発防止への提言」を受けて、病院は再発防止体制の構築等を進めてきたが、それによる人手不足など人員的な問題は起っていないのか。

答1 特に問題は起っていないと考えている。

問2 看護師の労働実態が過酷との調査結果があるが、このような労働環境下ではミスリスクが高まると考える。労働環境の改善に向けて、どう考えているのか。

答2 人が足らず、ヘルパーや看護補助者を配置してほしいという現場からの要望は受けている。病院としては、人員確保が難しいが、確保できれば適宜人員を配置している。また、救急患者の効率的な受け入れの調整や、6人部屋から4人部屋へ変更する等の患者の療養環境の改善もあわせて検討していきたいと考えている。

問3 遺族との交渉において、当初病院側が和解案として提示した解決金100万円の金額的な根拠は。

答3 本件は、市職員の過失と患者の死亡との間に基本的には相当因果関係が認められず、死亡について法的責任は成立しない。しかしながら、病院側の過失は明ら

かであり、こうした状況で和解協議を進めた。解決金の額については、本件のような場合のルールが特にないため算定が難しく、弁護士、保険会社、病院の3者協議の中で金額を算出した。

問4 最終的に損害賠償額を300万円とすることで合意となっている。本件のように、死亡については法的責任が成立しない場合でも、患者には適切な治療を受ける期待権があり、その侵害を理由に慰謝料請求権が発生する可能性があるとのことだが、遺族との協議の中においては、病院側の誠意が伝わり、遺族の方も納得されているのか。

答4 病院側としては、事故発生直後から事故の状況や病院側の対応について遺族の方には説明し、話し合いの場を設けてきた。しかし、本件は難しい案件であるため、双方で弁護士を入れて交渉を進めた。できるだけ裁判によらず解決したいとのこととで双方の弁護士が精力的に協議した結果、合意に達した。

問5 事故対応マニュアルの見直しについては、現場の意見を十分いかしたものとなっているのか。

答5 現場で最善と思われる方法を看護師の間で検証し、医療事故防止マニュアルの改訂を行っている。

問6 事故後、現場の看護師等に対するメンタルヘルスケアの対応は。

答6 事故発生直後、特に大きな精神的ダメージを受けた2人の看護師については、1週間程度、病棟業務から外し、チャプレン・カウンセラーや弁護士の相談を病院として手配ができる旨の説明をしている。また、事故の経過について病棟への説明の場を設けたり、医療事故調査委員会からの報告書内容について院内全体に説明したりしている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	議案第60号 可決（全員一致） 議案第69号 可決（全員一致）

平成26年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第62号 宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
<p>地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、平成29年1月1日に施行されることに伴い、宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正するもの。</p> <p>改正の主な内容は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債等の利子が分離申告課税の対象に追加され、また、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたことに伴い、所要の整備を行うもの。</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	条例改正による、国保加入者への影響は。
答1	平成29年1月1日の施行時点での国保加入者の金融商品の所持情報を現時点では把握できないことや、国保加入者が損益通算を適用したことによる税計算への影響も現時点では予想できないこともあり、影響を把握することは困難。
問2	地方税法の施行は平成29年1月1日であるが、なぜこの時期に条例を改正するのか。
答2	国が税制改正の施行まで期間を設けていることについては、その円滑な実施に向け、金融機関のシステム変更や、国民への周知に一定期間必要であるためというふうに理解している。本市としても、それに伴う条例改正を行う必要がある。
問3	市民への税制改正の周知をどう考えているか。
答3	庁内で連携しながら、ホームページ等を通じて制度の改正内容について市民へ周知を図っていきたい。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

議案番号及び議案名

議案第63号 宝塚市子どもの権利サポート委員会条例の制定について

議案の概要

本市では現在、いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員を要綱により設置しているが、宝塚市子ども審議会から子どもの人権擁護のあり方についての諮問に対していただいた答申を尊重し、子どもの人権全体について子どもの最善の利益の確保を図るため、宝塚市子どもの権利サポート委員会を設置し、子どもの権利救済手続きを整備するため、本条例を制定するもの。

論 点 1 基本理念と条文について

<質疑の概要>

問1 このサポート委員会はどの程度の調査権を持っているのか。

答1 調査については、子どもの権利が侵害されていると思われる相談内容により調査が必要と判断した場合、第15条に基づき実施する。市の機関については調査に協力する義務があるが、民間施設や外部機関については努力義務にとどまるため、市から制度を十分説明したうえ、調査の協力を得ていけるよう取り組みたい。

問2 第15条第3項で、申立てを受けてもサポート委員会が調査を実施しない内容が規定されている。同第3号の「サポート委員の活動及び身分に関するものであるとき」に該当する場合の対応は。

答2 規定のとおり、申立てによる調査は実施しない。しかし、申立ての内容が、サポート委員の解職を求める場合は、第4条の解職規定に基づき判断する。
また、サポート委員の行為に問題があった場合は、市が事務局として調査及び対応にあたる。

問3 パブリックコメントで「条例案には見直し条項がありません、この条例を5年後に見直すなどの追加が必要」との意見が寄せられたが、その意見が反映されていないのはなぜか。

答3 定期的な見直しではなく、問題があれば、その都度条例を見直し、必要に応じて条例を改正するなど、子どもの最善の利益保障につなげていきたいという姿勢でいるため、改めて条例には盛り込まなかった。
また、第21条でサポート委員会に年次ごとに市へ運営状況を報告することを求め、その内容を公表するとしているため、その際にも見直しを行うことになる。

問4 条例案には理念の条項がなく、第1条の設置条項に「子ども条例に規定する基本理念に基づく」と簡略化されて書かれているのはなぜか。

答 4 当初、子ども条例を改正してサポート委員会を盛り込むことも議論したが、救済機関の手続きを追加する改正は、子ども施策の基本となる子ども条例の形から考えると異質として、別途条例を提案することとなった。

また、条例案の理念については、子ども審議会で子どもの権利の範囲を具体的に定めるのではなく、できるだけ広くとらえる必要があるとの議論があり、子ども条例の基本理念を引用することとした。

問 5 条例案には明確な目的の条項がない。第 1 条の設置条項の中に目的がまぎれて規定されており、条例を軽視しているように感じられるが。

答 5 条例の形式は、市の他の執行機関の附属機関設置に関する条例と同様の体裁をとっているもの。

問 6 委員会の名称について、これまで「子どもの人権擁護委員会」で審議を行ってきたのに、なぜ「子どもの権利サポート委員会」になったのか。サポートと擁護の意味は異なるのではないか。

答 6 法務局との協議の中で、「人権擁護委員」と混同しやすく、市民にとってわかりにくいとの指摘があり、再度検討した結果、子どもを支援するための制度であることから、「子どもの権利サポート委員会」になった。

問 7 子どもの権利サポート委員会は、市長の附属機関であり、第三者機関でもある。そうした第三者機関としての役割や機能は。

答 7 条例上の役割は、個別的な子どもの権利救済の機関。子どもの権利のモニタリングを行い、状況を把握する。問題があった場合は市への提言を行う。子どもの権利に関する教育・啓発・広報を担っている。

また、案件に介入し、事実関係を調査することで、当事者間を裁くのではなく、子どもの気持ちをくみ取り、代弁していく機能を持っている。

論 点 2 実施にあたって

<質疑の概要>

問 1 子どもの権利サポート委員会が設置された後は、市民への周知が重要と考える。制度の説明や相談窓口の周知方法をどう考えているのか。

答 1 昨年 5 月に要綱で設置した「いじめ・体罰専門相談窓口」と同様に、学校園、PTA協議会などの関係機関への周知やチラシの配布などを予定している。

しかし、相談対象がいじめ体罰だけでなく、広く子どもの権利となったことで、子どもたちにとってわかりにくい面もある。今後は学校に出向いて説明を行ったり、子どもが多く訪れるフレミラ宝塚内に窓口を設置して気軽に相談に行ける環境をつくりたい。

問2 フレミラ宝塚内に相談窓口を開設することのだが、館内を改修するのか。

答2 改修工事の予定はない。既存の部屋を活用したいと考えている。条例案の可決後、指定管理者と具体的な開設場所を協議したい。

問3 相談内容によっては、相談していること自体を知られたくない場合もある。フレミラ宝塚のようなオープンな施設で大丈夫なのか。

答3 相談室については配慮が必要と考えているが、まずは子どもたちが気軽に来れる場所で、相談しやすい場であることを前提に考えている。

問4 条例制定後のスケジュールでは、本年11月からサポート委員会をスタートする予定になっている。平成27年度当初からのスタートであれば、市民への十分な周知ができるかと考えるが、なぜ、今年度途中から実施するのか。

答4 今期定例会で条例案が可決されれば、市としてはできるだけ早期に市民に利用してもらうことが重要と考えている。委員の選任や相談員の採用など準備行為に一定時間を要することを考慮し、本年11月スタートを想定している。

問5 サポート相談員の応募資格と業務内容は。

答5 資格としては、サポート委員の補佐ができるよう、社会福祉士の有資格者や社会福祉主事として2年以上福祉事業に従事している者などを想定している。

業務内容は、サポート委員の指導のもと、相談対応や相談者への助言や関係機関との連携及び調整、相談内容をサポート委員への報告などを想定している。相談員の資質向上としては、研修を計画的に実施していく。相談窓口がスタートする本年11月までの間に詳細をつめていきたい。

問6 サポート委員会では独任制をとるとのことだが、専門性でのバランスの問題や1人に負担が偏るなどデメリットもある。チーム制で取り組んで欲しいが。

答6 独任制とは、全て1人で決定するものではなく、中心となって関わる担当を1人とするという意味であり、月2回開催予定の定例のサポート委員会で報告し、他の委員の意見を求めることも想定している。相談への迅速な対応を行っていくために独任制としたもので、節々の判断については合議制で慎重に対応していくことを考えている。

問7 他市では問題案件の調査を行った際、学校との連携が不十分で学校現場が混乱した事例があった。1人の子どもの権利を守るために同じクラスの他の子どもたちの権利はどう扱われるのか問題となったが。

答7 まずは、制度を理解いただくよう、学校側へ丁寧に説明を行っていく。学校やいじめの防止対策推進委員会としっかり連携をとってやっていく必要があると考

えている。すべての子どもがどうあるべきかに重点を置き、整合性をとりながら対応していきたい。

問 8 現在のいじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員の任期はどうか。また、相談員はどうか。

答 8 条例の施行でサポート委員会が設置されることに伴って、子どもの人権擁護委員は本年 10 月末で要綱が廃止される。現在の人権擁護委員については、引き続いてサポート委員に就任していただけないか、意向を確認したいと考えている。

また、相談員については、試験採用となるため、試験を受けていただきたいと考えている。

問 9 市や外部団体等に対して、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関する必要な提言を行った後、その後の対応状況についてサポート委員会として意見を言えるのか。

答 9 サポート委員会の提言は、市以外の外部団体に対しては要請という形になる。提言を行った後は提言先へその後の状況について報告を求めることになるが、努力規定としているため、提言になかなか対応していただけない場合は、個人情報などに配慮しながらその旨を公表していくものとしている。

問 10 子どもたちの権利擁護を考えるにあたっては、学校や教育部門の相談機関、福祉分野など様々な連携が必要になってくると考えるが、市としてどう対応していくのか。

答 10 各相談機関へは制度の説明を行い、相談内容によってはサポート委員会を紹介していただくなど、各相談機関がそれぞれの役割を發揮できるよう、十分連携を図っていきたい。

問 11 今後、相談を受けた現場で、より適切に連携をとって対応するためにも具体的な事例を示すマニュアルのようなものが必要ではないか。

答 11 子ども審議会からも関連機関との連携のあり方についてのガイドラインを策定するよう、意見をいただいている。条例の可決後、本年 11 月の施行までに策定したい。

自由討議	なし
論 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第64号 宝塚市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

現行の条例では基金総額が定められており、新たな寄附がある度に条例改正の必要があるため、柔軟な対応が困難である。また平成25年12月市議会定例会において、基金への積立てに関する規定の追加を検討するよう附帯決議がなされたことも踏まえ、基金として積み立てる額を基金への積立てを指定した寄附金の額とするとともに、所要の整備を行うため、条例を一部改正するもの。

論 点 今後の運用について

<質疑の概要>

問1 修学資金制度に関する生徒への周知は。

答1 制度の対象者への周知については、毎年募集時期となる5月に各高等学校等を通じて希望する生徒に募集要項等を配付している。

問2 条例制定についての市民への周知や基金募集に関する周知の方法は。

答2 今年度から年2回広報たからづかで寄附をお願いしていくこととしており、本年は既に4月1日号に掲載している。また、市教委のホームページに通年で掲載し、周知していきたいと考えている。

問3 修学資金の貸し付けの連帯保証人が2名から1名に改正されたが、どのような人が連帯保証人になれるのか。生活保護受給者の場合は、連帯保証人になれるのか。

答3 今年度の修学資金の新規貸し付けから、連帯保証人が2名から1名に改正している。連帯保証人は、基本的には保護者を想定しており、生活保護受給者でも可能としている。

問4 修学資金の返済が滞った場合の延滞金はどうなっているのか。

答4 現行の奨学金条例等で規定はなく、延滞金は発生しない。

問5 修学資金の貸付者数について、平成23年度で84人、平成24年度で82人、平成25年度で66人と年々減少しているが、どう分析しているのか。

答5 修学資金については、平成17年度から一部の給付方式を残し、貸付方式に制度を改正したが、貸付者数については毎年波があるので、その範囲内の増減と考えている。

問6 今年度、3千万円の多額の寄附金をいただいたが、運用についてどう考えているのか。

答6 今回の条例改正を可決後、寄附金を奨学基金に積み立て、市で運用し、その運用益をもって奨学金の一部にあてる形を当分の間続けていくことを考えている。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成26年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第34号 豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持を求める
請願

議案の概要

<請願の趣旨>

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育を保障し、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援していく必要があるとして、下記項目について求めるもの。

<請願の項目>

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、財務省・総務省・文部科学省に対して「義務教育費国庫負担制度を堅持する意見書」を提出すること。
- 2 子どもと向き合う時間の確保をはかり、きめ細かい教育の実現のために、少人数学級の推進や、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保できるよう財源措置を講じること。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 市内で少子化が進み子どもが減少していく中で、教職員数が減っていない現状について、どう考えるか。

答1 教職員の数については、教職員定数法により学級数に対して職員数が決められており、兵庫県ではそれに上乗せして職員の加配措置がある。今後子どもが減少し学級数が減ると、教職員も一定削減される。

問2 兵庫県では4年生までは1学級ごとの少人数化が図られているが、5年生以降は県の加配措置がなくなるため1学級あたりの児童数が増加する。現在はさまざまな課題を背負った子どもがふえていることもあり、教職員の対応が難しくなっている。学級が機能しなくなる事例も聞いているが、このような状況をどう考えるか。

答2 子どもを取り巻く社会情勢は昔と比べて一層厳しくなっており、発達障がいの子どものや外国籍の子どもへの対応、いじめ問題等、現在の教育現場では昔にはない様々な種類の複雑さを抱えている。職員は児童へのきめ細やかな個別対応が求められており、昔と同じ定数配置のままではとても対応しきれないと考えている。

問3 教育現場に必要な教職員の増減における判断基準は。

答3 教育委員会と学校で、生徒の状況について話し合いを進める中で人的配置を決定している。特に近年は介助員の増員の必要性が高まっている等、予算が十分で

ないものもあり、すぐに削減という判断は難しい。

問4 ここ数年で臨時職員や臨時講師がふえているが、その原因は。

答4 教員の養成や資質向上の観点から、県としては正職員化を図っていきたいと考えており、本市も基本的には同様の考えを持っているが、現在は退職者が多く、限られた採用者しかいない中で、臨時職員や臨時講師が減少していない状況にある。

自由討議

委員A 先日、学校の先生と話す機会があり、4年生の担任から5年生の担任に変わることで、事務量がふえたり、教室も狭くて歩きにくくなる等の学校現場での状況や悩みも聞いている。自身の経験からも少人数の方が生徒は生き生きとしていて、子ども側から見ても、先生側から見ても、少人数の方が望ましいと考えている。

討 論 なし

審査結果 採択（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第35号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

議案の概要

<請願の趣旨>

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要として、「手話言語法（仮称）」を制定することを国に対して求めるもの。

<請願の項目>

- 1 手話言語法制定を求める意見書を国に提出してください。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 全国の地方自治体で手話言語法制定を求める意見書を可決した状況は。

答1 都道府県レベルで20件、市町村レベルで8件となっている。

問2 手話に関する環境が整備できても、方言などで地域によって手話がうまく伝わるのか。また、国内で統一的な手話を広める動きはあるのか。

答2 手話は、基本的な形がある。また、地方によって独特の使い方や地域に根差した手話もある。現状として、ろう学校では、日本語を習得させるため、人の口の動きを読み取り理解する口話法での教育が行われ、手話の使用を禁止してきた背景がある。この口話法は、聴覚障がい者のことを考えて作られたものではないため、手話に関する法整備が求められている。

問3 平成23年の改正障害者基本法では、手話も言語として位置付けられたのではないのか。さらに足りていない部分とは何か。

答3 手話は、改正障害者基本法で言語として位置づけられた。また、障害者総合支援法で地方自治体に対して、手話通訳派遣事業を実施することが義務づけられているが、手話通訳者を派遣できる範囲を市町村の判断に任せているため、派遣の範囲が市町村の財政状況によって差がでていることが問題となっている。

問4 他自治体の手話言語条例の中で、市民の役割はどのように規定されているのか。

答4 他自治体では、市民は基本理念に対する理解を深めること、市の施策に協力すること、地域において手話の使用しやすい環境づくりに努めることなど、努力規定として規定されている。

問5	手話言語法ができることによる、手話の広がり期待しているものは。
答5	手話を見たことのない環境で、手話での会話は周囲から奇異な目で見られたり、文字情報のみで済まされていたことが、法律で定められることで、健常者が情報を理解するのと同じように、聴覚障がい者が理解するために必要なことを配慮してもらえるようになると期待している。
問6	スポーツではジェスチャーや身ぶり等によって確認することも可能だが、会話では困難。一方、手話は約1万5千を超える単語がある。市として手話を研究しているのか。
答6	市単位でも研究は必要だが、請願の趣旨を考えると全国レベルでの問題。市としても全国的な障がい者への差別をなくす取り組みとして大きな枠でとらえたいと考えている。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	採択（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第37号 子ども・子育て支援新制度に関する請願

議案の概要

<請願の趣旨>

幼い子どもの生命に関わる子ども・子育て支援新制度の検討は、十分に時間をかけ、納得が得られるまで議論を尽くす必要がある。何より、すべての子どもに平等に保育の保障、子育て支援を行う観点から、格差を生じさせない仕組みをつくることが重要である。

本市（区町村）における子ども・子育て支援新制度の検討、ならびに導入・実施にあたっては、何よりも子どもの権利保障を最優先に、当事者の意見をふまえて十分な議論を行うこととあわせて、国に対して必要な意見表明を行うことを求め、以下について請願するもの。

<請願の項目>

- 1 市区町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施責任をふまえ、（①待機児童を把握し、認可保育所の整備計画を明記し、保育施策は認可保育所を中心にすすめてください。②公立保育所の統廃合、民営化はやめ、維持・拡充をはかってください。③幼保連携型認定こども園への意図的な移行促進はやめてください。）
- 2 保育の必要性の認定、利用手続き、入所のしくみ等について、新制度においても現行水準を後退させることなく維持・改善し、条例等に反映させてください。
- 3 小規模保育事業の認可にあたっては、すべて保育士資格者にしてください。
- 4 保育時間の認定は、11時間を保障してください。
- 5 障害児の保育は、子どもの発達保障の立場から現行水準を維持・拡充してください。
- 6 現行保育施策における地方単独補助、保育料軽減策などは維持・継続し、現行水準を後退させず、改善をはかってください。
- 7 保育士の人材確保と保育の質の向上を図るために財源を確保し、必要な予算措置をしてください。
- 8 学童保育の計画策定にあたっては量と質を確保してください。設備・運営基準の設定にあたっては子どもの発達保障にふさわしい水準を確保してください。
- 9 「子ども・子育て支援新制度（新制度）」については、すべての子どもの権利を保障する制度とする観点から十分な論議と準備を行い、性急な実施をしないでください。
- 10 新制度の性急な導入、実施をしないよう求める意見書を国に提出してください。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 請願の趣旨にある「幼い子どもの生命に関わる制度の検討」の意味と、「格差を生じさせない仕組みをつくる」の意味は。

答1 生まれてから就学前までの子どもを預かる保育の制度自体が、生命のすべてに関わるものであると考えている。また、新制度は多様な保育主体が参入できることが特徴であり、そのことで人的にも質的にも子どもや保護者に安心の差が出ないような仕組みをつくることを意味している。

問2 本市の質の高い保育施策を評価しつつも、国の制度を十分整えてもらわないと、今後の本市の財政状況により、保育基準が切り下げられていくことが危惧される。市としてはどう考えるか。

答2 本市が長年積み重ねてきた保育の質については、引き続き全力で維持しつつも、業務の工夫や改善について今後も検討していきたい。また、市は国や県に対しても制度の整備や支援策を引き続き要望し、現場や保護者、運営者とも意見交換をしながら、保育の質の確保に努めていきたい。

問3 請願の項目に「保育施策は認可保育所を中心にすすめてください」とあるが、本市は認可保育所を中心に整備を進めていると思うが、現状はどうか。

答3 これまでは認可保育所を中心に整備を進めてきたが、新制度による私立幼稚園の認定こども園化への検討や小規模保育事業の実施等も含めて方策を検討していく必要があり、現在は必ずしも認可保育所を中心にとということではない。

問4 請願項目にある、新制度についての「性急な実施をしないでください」の項目について、具体的には平成27年4月からの本格実施を延期してほしいという意味か。

答4 国が制度の詳細を示すのに現在も大幅な遅れをきたしており、そのような中で、自治体は来年4月の本格実施に向け準備を早急に進めなければならない状況にある。保護者をはじめ関係者が大きな不安を抱えており、十分な議論ができないまま実施されることのないようにという請願者の強い思いである。

問5 請願項目に「認可保育所を中心にすすめてください」「幼保連携型認定こども園への意図的な移行促進はやめてください」とあるが、幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもへも教育と保育の両方の機能を担保でき、預入要件も認可保育所よりも大きく緩和されており、多様なニーズに柔軟に対応できるものと思うが。幼保連携型認定こども園に移行して、何か困るようなことがあるのか。

答5 請願が出された時点で、認定こども園について詳細が見えない点も多くあった。

そのような中で、国が意図的に進めようとするに対して慎重になる請願者の思いがあったと聞いている。認定こども園自体を否定しているのではない。

問6 制度を実施するにあたって、本年度予算に計上されている事業と金額は。

答6 国の安心こども基金10分の10の補助率で、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築業務委託料約4,200万円、事業用備品等、総計約5,400万円の予算措置をしている。

問7 幼保連携型認定こども園について、当初議論されていた違う運営主体が連携し一体的な運営を進める上での具体的な諸課題の整理状況は。

答7 市としては具体的検証までは至っていないが、国の方では幼保連携型認定こども園を進めていく一定の方針を示しており、例えば幼稚園教諭や保育士を一本化した保育教諭の資格者を置くような形で整理を行うなど、新たな法律の整備や、全国の実施主体の具体的検証を踏まえてかなり議論されていると聞いている。

問8 今後は施設との直接契約となるため、障がい児の受け入れが施設面の理由から断られるというケースがでてくることを危惧するが、そのへんはどうか。

答8 正当な理由がなければ断ることができないことにはなっているが、施設面での障がい児の適切な受け入れについては大きな課題があると考えている。今後は施設と直接契約という形になっていくが、できるだけ市としても希望の保育所に障がい児が入れるよう利用調整をし、施設側にも積極的に受け入れをお願いしていきたいと考えている。

自由討議

委員A 請願の項目にある「性急な実施をしないでください」「意見書を国に提出してください」の部分に関しては、それに伴う募集や予算執行の観点でデメリットも大きいと考える。ただ、請願者の思いをできるだけくみたいと考えるため、請願の趣旨のみ採択するのはどうか。

委員B 趣旨を採択するのではなく、通常採決をしていただきたい。

討 論

(賛成討論)

討論1 国の方で、現在もまだ新制度の詳細がすべて固まっていないにも関わらず、本市も同時進行で準備を進めなければいけないこと自体に無理がある。このような現状の中で、新制度が本当によい制度になっていくのか不安視する請願者の気持ちが伝わってくる請願であると考えている。請願の採択には賛成。

討論2 よい環境で保育を受けることはすべての子どもの権利であり、待機児童対策のためとはいえ、ビルの一室や園庭のない保育所でも開設を可能とする新制度については、保育に格差を持ち込むものであり、認めるわけにはいかない。また、公立保育所は職員がベテラン、中堅、新人とバランスよく配置できているところがよいところであり、一方で私立保育所ではこのような配置は難しい。これ以上の民営化には反対であり、市として保育の質を絶対後退させないスタンスで頑張ってもらいたい。

討論3 国の新制度についてはきちんとした理念がなく、無理やり導入を進めても上手くいくはずがない。早急に進めようとし過ぎているように感じる。

(反対討論)

討論4 請願内容については疑問を感じる点も多く、認定こども園についても、国が子育て支援や待機児童対策として十分議論し考えてきたものであり、意図的な移行促進をやめる必要があるのか疑問を感じる。新制度の性急な実施をしないよう国に求めることについても、募集や予算の問題もありデメリットも多く、国が方針を踏まえて地域でも推進していくべきと考える。

討論5 請願項目にあるように、性急な制度の実施をしないこととなった場合に、既に本市でも住民への周知等の準備を進めている中で、さらに混乱を招くことになるものと懸念する。

討論6 新制度は、子どもや保護者が置かれている環境や多様なニーズに適切に応えることができるものであり、預入要件も大きく緩和されている。この請願の趣旨には無理があると考えます。

審査結果 不採択（賛成少数 賛成3人、反対4人）